

令和3年度 北海道教育大学函館校

養護教諭特別別科
一般入試問題

公衆衛生学

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子を開かないこと。
- 2 試験中に、問題冊子の印刷不鮮明および解答用紙の汚れ等により交換を必要とする場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
- 3 受験番号は、解答用紙のそれぞれの指定欄に記入すること。
- 4 解答は、解答用紙の指定欄に記入すること。
- 5 解答用紙2枚を提出し、問題冊子は、試験終了後、持ち帰ること。

問1. 以下の文章中、正しいものの番号を記入しなさい。（20点）

1. 危険度の極めて高い感染症であり、疑似症、保菌者も患者とみなされ、原則入院となる1類感染症に該当するものは、A (①結核 ②狂犬病 ③エボラ出血熱 ④COVID-19 ⑤コレラ ⑥麻しん)である。
2. 危険度の高い感染症であり、保菌者も患者とみなされ、状況に応じて入院となる2類感染症に該当するものは、B (①結核 ②狂犬病 ③エボラ出血熱 ④COVID-19 ⑤コレラ ⑥麻しん)である。
3. 集団発生のおそれがある疾病であり、特定職業への就業制限がある3類感染症に該当するものは、C (①結核 ②狂犬病 ③エボラ出血熱 ④COVID-19 ⑤コレラ ⑥麻しん)である。
4. 動物、飲食物を介して感染する疾病であり、ヒトヒト感染は、原則ないとされる4類感染症に該当するものは、D (①結核 ②狂犬病 ③エボラ出血熱 ④COVID-19 ⑤コレラ ⑥麻しん)である。
5. 感染症発生動向調査により、情報収集と、その結果とを国民に公開することで発生・拡大を防止する疾患である5類感染症に該当するものは、E (①結核 ②狂犬病 ③エボラ出血熱 ④COVID-19 ⑤コレラ ⑥麻しん)である。

問2. 以下の各文章について、正しい場合には○を、正しくない場合には×を記入しなさい。（20点）

- ① 減塩指導は一次予防である。
- ② 胃がん検診は二次予防である。
- ③ 血圧測定は三次予防である。
- ④ 部位別にみた悪性新生物死亡数割合の推移として、男女とも「胃がん」の割合は上昇している。
- ⑤ COVID-19は、新興感染症である。
- ⑥ アルマ・アタ宣言で提唱された理念は、ヘルスプロモーションである。
- ⑦ 人口静態とは、ある一時点での人口規模や構成を表すものである。
- ⑧ 日本の人口静態統計は、6年に一度、総務省による国勢調査によって把握される。
- ⑨ 日本の総人口は、2008年をピークに減少傾向にある。
- ⑩ 日本の生産年齢人口は、5年前から増加傾向に転じている。

問3. 以下の空欄を適切に埋めなさい。同じアルファベットの（　　）には同じ語句が入ります。（30点）

1. 家屋内でのガスや灯油などの不完全燃焼、火災によるA ()中毒は、全国で多数発生している。
A ()は、血中、ヘモグロビンと結合し、低酸素血症を引き起こす。
2. B ()は、地表から10~50kmの成層圏に存在し、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収している。フロン類などの物質によってB ()が破壊されることで、地表に降り注ぐ紫外線が増加することにより、C ()やD ()、免疫抑制などの健康被害や、生態系への悪影響が懸念される。
(※C、Dは順不同)
3. 戦後、わが国の経済発展における「負の側面」として、工場からの排水や、ばい煙に起因する環境汚染と、これら公害による健康被害が、大きな社会問題となった。被害者救済をめぐる公害裁判として、社会の注目を集めた、いわゆる四大公害病には、E ()、F ()、G ()、H ()が挙げられる。(※E、F、G、Hは順不同)
4. 公害の防止に関する、事業者、国、地方公共団体の責務を明らかにし、公害対策の推進を図った公害対策基本法は1993年に廃止され、I ()へと移行した。環境汚染の評価の観点から、さまざまな事業による環境への影響を継続的に監視・追跡するために行う観測や調査のことを、J ()という。

問4. 以下の文章は、学校保健に関する記述である。適当な語句と考えられるアルファベットを語句群から選び、文章を完成させなさい。①、②、③、④、⑤は語句群Iから、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩については語句群IIから選択すること。（20点）

学校保健の総括責任者は①（　　）であり、学校保健計画の決定、児童生徒の出席停止の決定などを行う。一方、学校保健活動の推進において、中核的な役割を担い、児童生徒の心身の健康問題解決にあたるのは、②（　　）である。

学校保健安全法は、学校における③（　　）と職員の健康の保持増進を図るために、学校での保健管理と安全管理について必要事項を定めた法律である。同法に基づく学校環境衛生基準により、学校における換気、温度、明るさ、騒音、その他環境衛生に係る事項について定められているが、日常的な点検により、環境の維持改善を行うのが教職員であり、基準項目について、定期・臨時に検査を行うのが、④（　　）である。

学校三師の中で、すべての学校に置くものとされるのは⑤（　　）である。

令和3年度 北海道教育大学函館校 養護教諭特別別科 一般入試問題（公衆衛生学）（3枚目）

学校保健安全法で定める健康診断には、小学校就学予定者を対象とした就学時健康診断、児童生徒等を対象とした定期健康診断および臨時健康診断、学校職員を対象とした職員健康診断がある。これらの実施時期について、就学時健康診断は⑥（ ）に、定期健康診断は⑦（ ）に、臨時健康診断は感染症や食中毒が発生したとき等、必要に応じて、職員健康診断は、学校の設置者が定める適切な時期に行われる。

学校における感染症の予防と拡大防止への取り組みは極めて重要である。新型コロナウイルス感染症が、感染症法に基づく指定感染症に分類されたことにより、同感染症は、学校保健安全法に定める⑧（ ）感染症とみなされることになった。学校における感染症の流行を防ぐための措置として、学校保健安全法に基づき、感染または感染した疑いのある児童生徒の出席停止を行うのは⑨（ ）であり、学校全体または学級・学年等の一部の臨時休業を行うのは⑩（ ）である。

語句群 I

A : 児童生徒 B : 学生 C : 児童生徒等 D : 学校設置者 E : 学校長 F : 職員
G : 学校医 H : 学校歯科医 I : 学校薬剤師 J : 養護教諭

語句群 II

K : 就学 1 週間前まで L : 就学 1 か月前まで M : 就学 4 か月前まで N : 毎学年 4 月 30 日まで
O : 每学年 5 月 30 日まで P : 每学年 6 月 30 日まで Q : 第一種 R : 第二種
S : 学校医 T : 養護教諭 U : 学校設置者 V : 学校長

問5. セカンドオピニオンについて、説明しなさい。（10点）